

多世代交流で 住みよいまちへ

【鷺山地域のまちづくりビジョン】

令和2年3月

鷺山まちづくり協議会

多世代交流で住みよいまちへ 【鷺山地域のまちづくりビジョン】

目次

はじめに	1
◆鷺山地域の現状と今後◆	2
1. 鷺山の人口動態	2
2. 鷺山自治会連合会の状況の変化	5
◆鷺山地域のまちづくりビジョンにおける方向性◆	7
◆鷺山地域のまちづくりビジョンの見直しの方針◆	7
◆公民館をはじめとしたまちづくり拠点の再整備◆	8
1. 現状の課題	8
2. 目指すべき方向性	8
3. 目標達成に向けた時期	10
◆鷺山公園及びその周辺の抜本的な整備検討◆	11
1. 現状の課題	11
2. 目指すべき方向性	15
3. 目標達成に向けた時期	19
◆鷺山地域で子育てをしたくなる子育て環境の整備◆	20
1. 現状の課題	20
2. 目指すべき方向性	21
3. 目標達成に向けた時期	21
◆発災時の避難所開設を含めた防災体制の再検討◆	22
1. 現状の課題	22
2. 目指すべき方向性	23
3. 目標達成に向けた時期	23
◆高齢者等社会的弱者が安心して暮らせる生活環境の整備◆	24
1. 現状の課題	24
2. 目指すべき方向性	24
3. 目標達成に向けた時期	26
◆住居表示の整備による住みよいまちづくりの推進◆	27
1. 現状の課題	27
2. 目指すべき方向性	28
3. 目標達成に向けた時期	28
◆まちづくり活動の活性化に向けた若者世代のまちづくり活動への参画の推進◆	29
1. 現状の課題	29
2. 目指すべき方向性	30
3. 目標達成に向けた時期	31

◆自治会及び各種団体組織に対する行政からの依頼案件活動のブラッシュアップ (依頼事業、事案の精査)◆	32
1. 現状の課題	32
2. 目指すべき方向性	32
3. 目標達成に向けた時期	32
◆都市内分権を視野に入れた権限、財源の委譲地区の展開◆	33
1. 現状の課題	33
2. 目指すべき方向性	33
3. 目標達成に向けた時期	33
◆多世代交流の場の確保に向けたイベント活動の実施(継続事業)◆	34
1. 実施概要	34
◆鷺山に関わる情報の発信・共有事業(継続事業)◆	35
1. 実施概要	35
◆鷺山で活動を行っている各種団体、活動の支援(継続事業)◆	36
1. 実施概要	36
◆事業実施スケジュール◆	38

はじめに

鷺山地域では、鷺山自治会連合会をはじめ各種団体が協力し、住みよいまちづくりを目指して協力しまちづくり活動を展開してきた。しかし、近年は、高齢化、少子化といった住民の年齢構成の変化、自治会組織率の低下による新たな課題も顕在化してきており、今まで実施してきたまちづくり活動のみでは、その課題解決に向けた取り組みが十分機能しなくなりつつある。

そこで、鷺山まちづくり協議会では、今後の鷺山地域における様々な社会的変化を考慮した上で、住みよい地域づくりに向けた方向性(まちづくりビジョン)のとりまとめを進めてきた。今回の鷺山でのまちづくりにおける「課題」の抽出、「方向性」の検討にあたっては、平成29年度～令和元年度にかけて鷺山まちづくり協議会が中心となり、鷺山自治会連合会をはじめ各種団体関係者へのヒアリング、協議の依頼を進める中でとりまとめを行い、まちづくりビジョン(案)に対する関係者の意見を反映し策定を進めた。なお、現在進行形の課題も数多く確認されていることから、今後も継続的にまちづくりの「課題」の抽出、「方向性」の検討を進め、よりよい鷺山地域のまちづくりビジョンをとりまとめ、まちづくり活動に取り組み、多世代交流で住みよいまちを実現していくことを目指すものである。

◆鷺山地域の現状と今後◆

1. 鷺山の人口動態

鷺山の人口の推移について、コーホート法による推定結果を以下に示す。

鷺山地域の人口は、昭和55年の12,288人をピークに減少傾向を示し、令和2年には、9,893人になると推定されている。また、その後の経過についても5年ごとに見ると、減少傾向のまま推移し、令和27年(25年後)には、7,968人(令和2年比 80.5%)になると予測されている。人口規模としては、今後25年間で、4/5まで縮小していくと予測されている。



図 鷺山地域の人口予測(コーホート法による)

上記の人口予測を『年少人口(0~14歳)』『生産年齢人口(15~64歳)』『老年人口(65歳以上)』別に推移を見ると以下の様になる

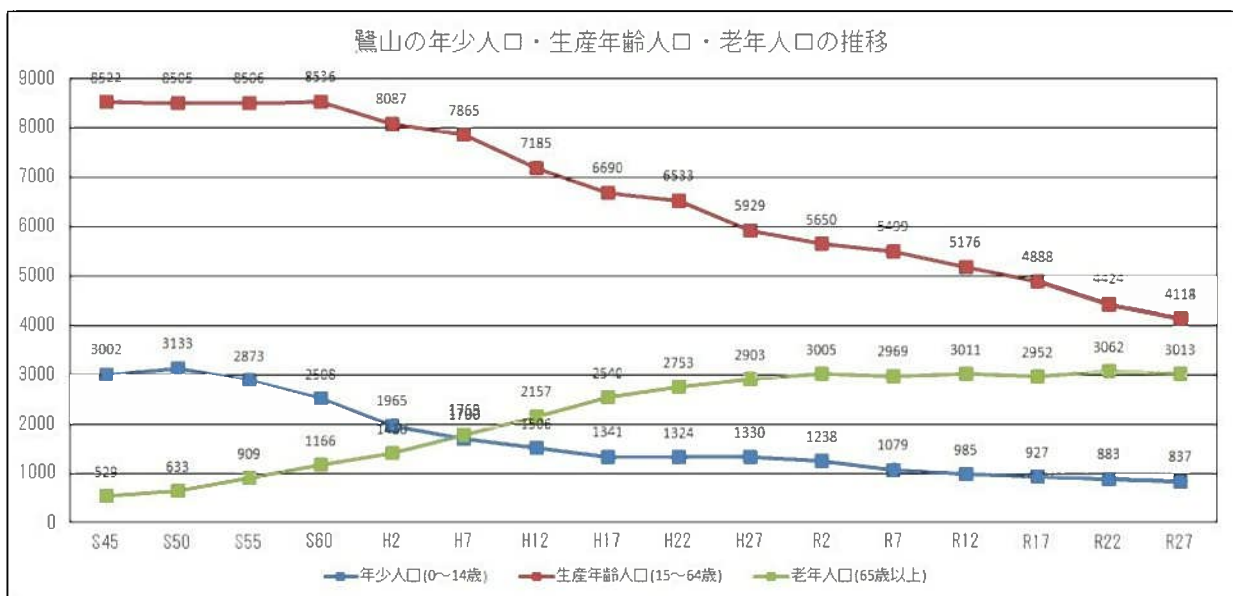


図 鷺山地域の年少人口、生産年齢人口、老年人口の予測

年少人口は、令和2年には、1,238人になると推定され、令和27年(25年後)には、837人(令和2年比 67.6%)になると予測されている。

生産年齢人口は、令和2年には、5,650人になると推定され、令和27年(25年後)には、4,118人(令和2年比 72.9%)になると予測されている。

老年人口は、令和2年には、3,005人になると推定され、令和27年(25年後)には、3,013人(令和2年比 100.2%)になると予測されている。

特徴としては、65歳以上の老年人口については、ほぼ横ばいの人口規模で推移する一方、年少人口、生産年齢人口といった若い世代は、人口規模が大きく縮小すると予測されている。特に、その縮小規模は、若い世代になればなるほど顕著に表れる傾向が伺える。

年齢階別人口分布の変化を見ると以下の通りである。昭和55年の国勢調査データは、年齢階別のとりまとめが65歳以上は全てまとめられているので、平成27年国勢調査データ、令和27年の予測値とは一概に比較はできないが、状況としては、団塊の世代、団塊Jr世代のピークが高齢化していく一方、それより若い世代の年齢階は、なだらかな減少傾向を示している。今後、出生率の変化、労働環境等の社会状況の変化がない限り、この傾向は続くことが予想される。

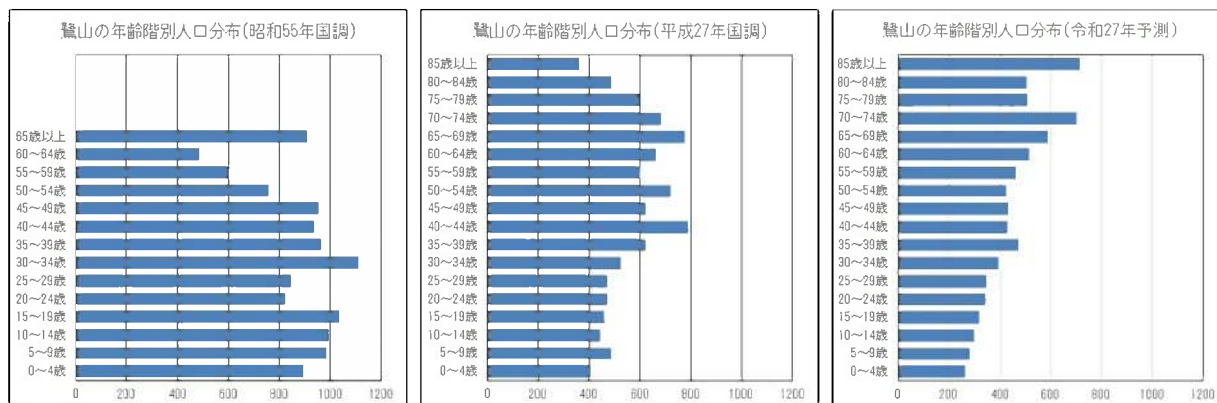


図 鷺山地域の年齢階別人口分布の変化

(左：昭和55年国勢調査結果 中：平成27年国勢調査結果 右：令和27年予測)

また、老年人口の変化の中で注視される『独居高齢者数の推移』と『要介護者数の推移』についてみると以下の通りである。

独居高齢者数については、民生委員への届出分のみの推移であるため、潜在的には更に数が増えることが想定されるが、独居高齢者は、自治会加入世帯の8.5戸に1戸が独居高齢者となる状況である。

要介護者も、鷺山地域では徐々に認定者数が増加しており、平成29年度には、地域全体で400人を超えた。この数値は、鷺山地域にお住まいの全世帯において、約10戸に1人の要介護者がお住まいの状況であることを示している。

独居高齢者数及び要介護者、要支援者に認定された人数は、年齢階別人口分布の変化が示すように、今後、高齢者世代の増加に伴い、独居高齢者や要介護、要支援者は増加し、その一方、若い世代は減少傾向となるため、独居高齢者や要介護者、要支援者を支える世代が減少する。このようなバランスの変化の中で、地域の生活を充実させていくためには、要支援に認定された人が、要介護に移行することを防ぐための充実、フレイルと呼ばれる健康状態の高齢者の生活習慣の改善が求められる。

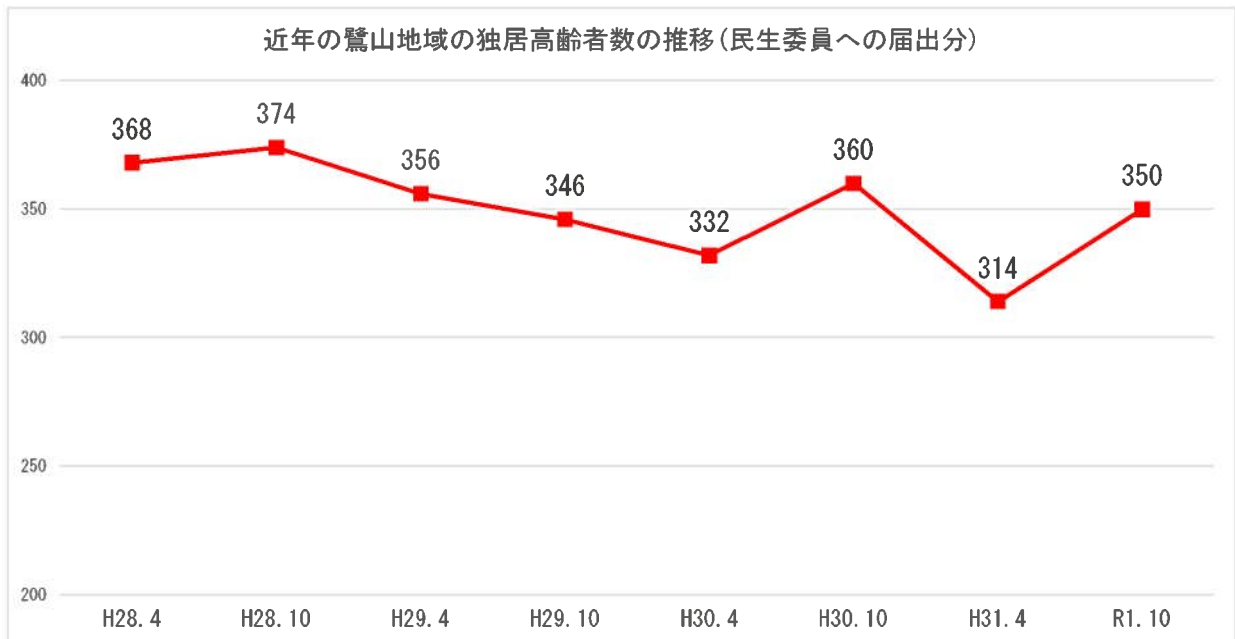


図 近年の鷺山地域の独居高齢者数の推移(民生委員への届出分)

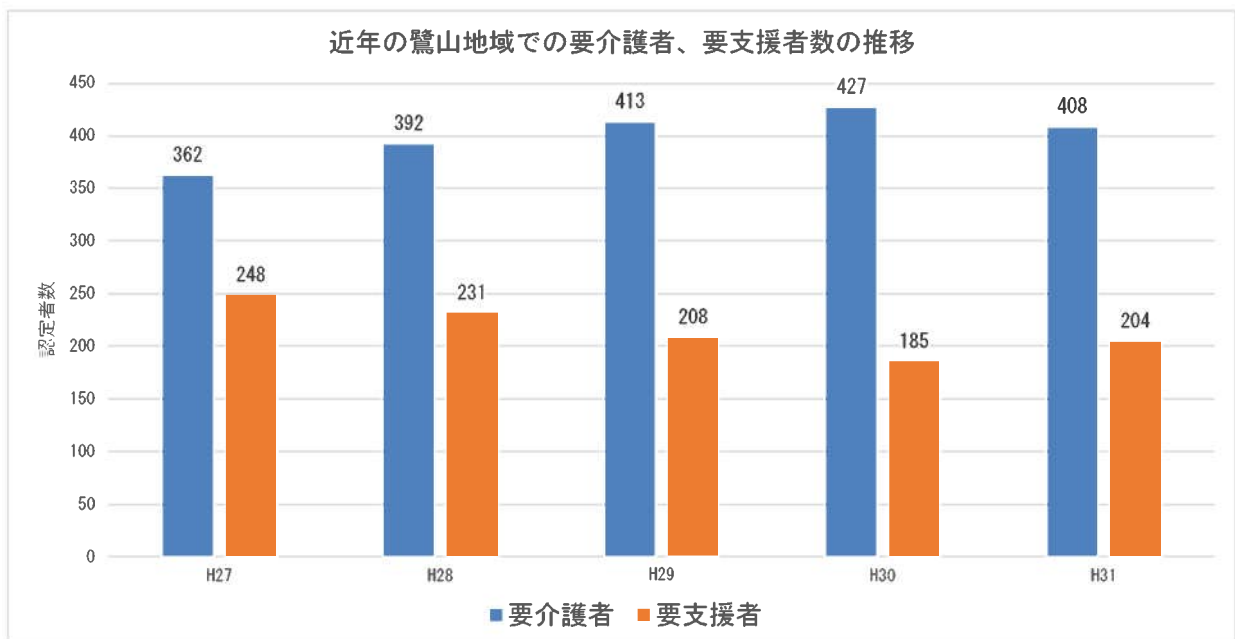


図 近年の鷺山地域での要介護者、要支援者数の推移

2. 鷺山自治会連合会の状況の変化

高齢化、少子化、核家族化、都市部集中の産業構造など様々な社会的要因が働く中で、鷺山地域最大の自治組織である『鷺山自治会連合会』を取り巻く環境も、ここ数年大きく変化している。その状況を鷺山自治会連合会への加入世帯数の推移、会計規模の推移について見ると以下の通りである。

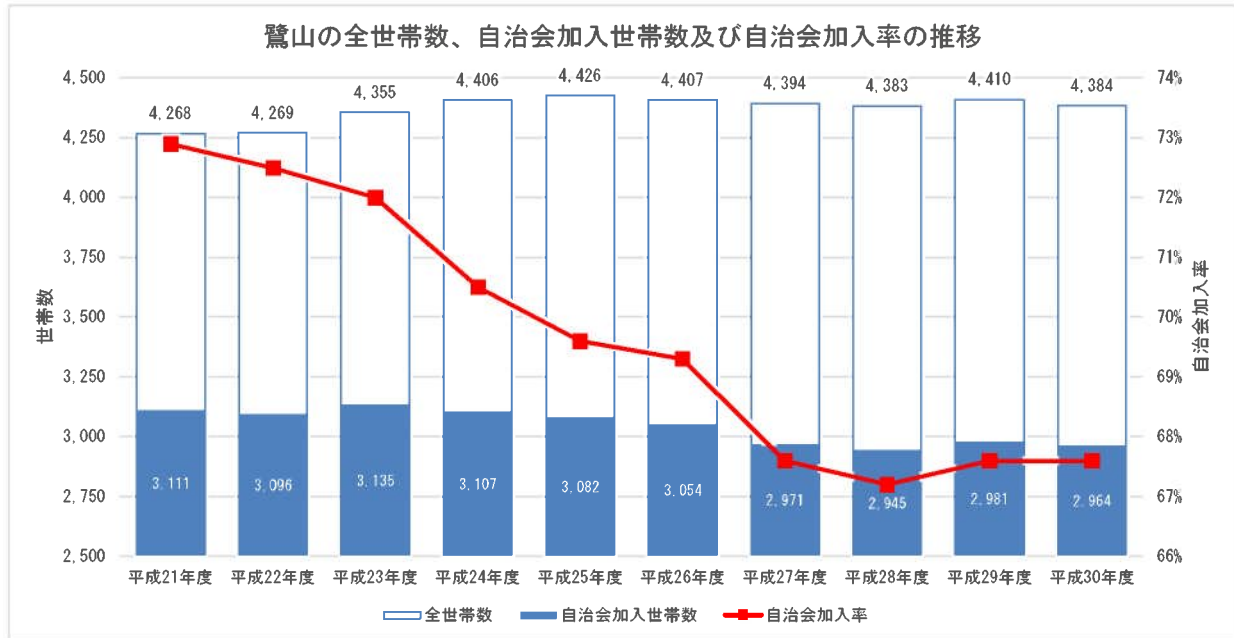


図 鷺山の自治会加入世帯数、加入率の推移

自治会加入率は、平成21年度の72.9%をピークに下落傾向が続いており、平成28年度の自治会加入率67.2%で下げ止まり、以下67%台で推移している。要因としては、加入世帯数の減少も要因ではあるが、鷺山の総世帯数の増加及び増加世帯の自治会への未加入が自治会加入率の低下に繋がっている。

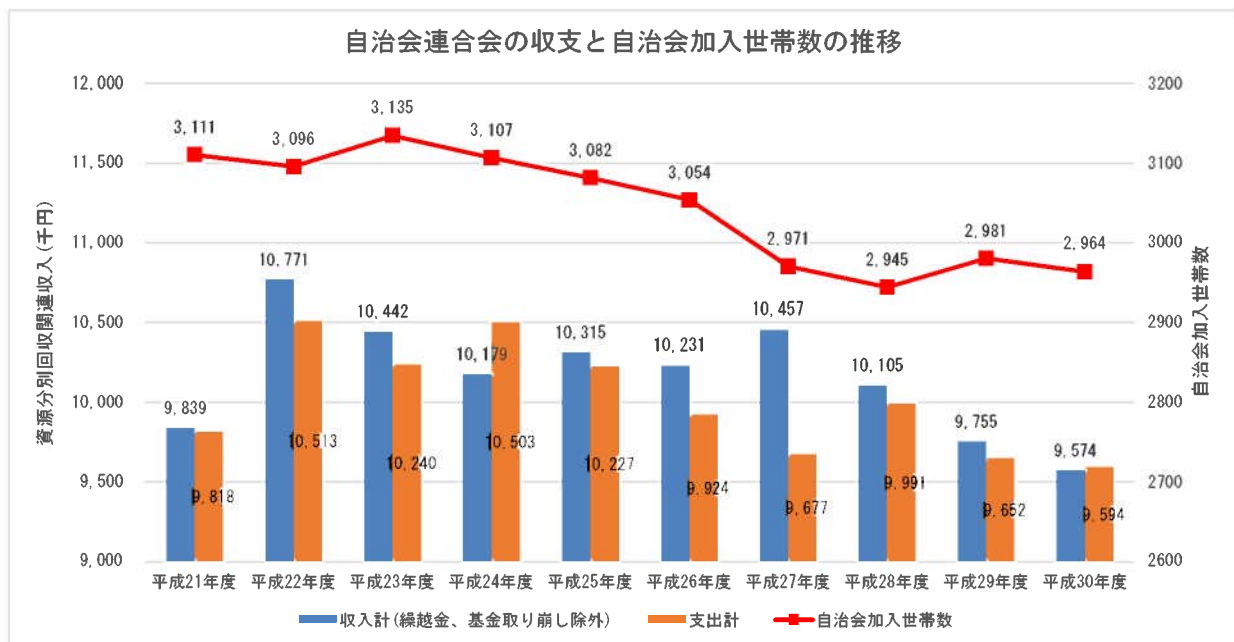


図 鷺山自治会連合会の収支及び自治会加入世帯数の推移

鷺山自治会連合会の収支及び加入世帯数をみると、事業規模自体は、平成 22 年度をピークに下落傾向が続いており、平成 30 年度では、収入が 9,574 千円(平成 22 年度比 88.9%)、支出が 9,594 千円(平成 22 年度比 91.3%)となっている。収入に関する減少の要因としては、最も影響がある項目として、資源分別回収による収入の減少にある。

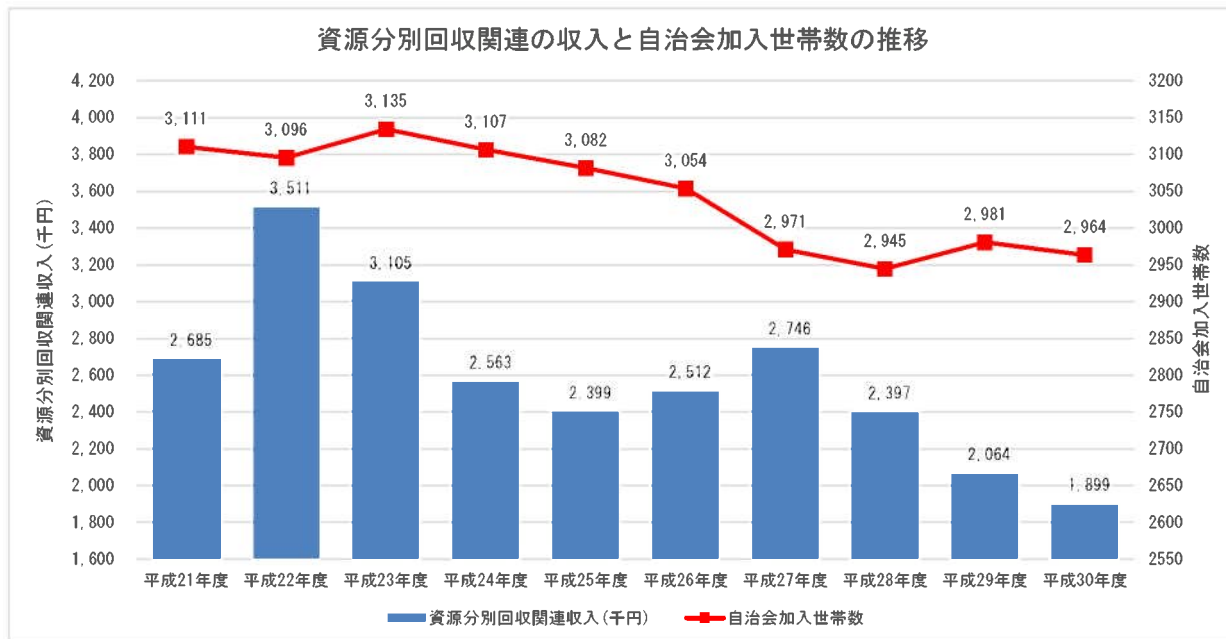


図 資源分別回収関連の収入と自治会加入世帯数の推移

平成 22 年度の資源分別回収関連の収入としては、3,511 千円であったのに対し、平成 30 年度には、1,899 千円(平成 22 年度比 54.1%)となっており、自治会加入率の減少幅を超える減少率を示している。その要因としては、平成 23 年度に鷺山においても民間の資源分別回収 BOX が設置され、岐阜市全体においても民間の資源分別回収 BOX が普及する中で、自治会が実施している資源分別回収量の減少に歯止めが掛からない状況となっていることが上げられる。このような資源分別回収の環境の変化は今後も拡大することが予想されるため、更なる収入の減少が進むことも念頭に収支の改善に向けた検討をしていく必要がある。

なお、現在においても、自治会連合会自体も収入の減少に伴い、各種団体への助成金額の見直し、単位自治会への資源分別回収の還付金の見直し等を進めているが、今後、大幅な自治会加入世帯数の増加も見込まれない状況であるため、自治会連合会並びに各種団体が実施している事業の検証、事業実施体制の改変も視野に入れた見直しが必要になる。

◆鷺山地域のまちづくりビジョンにおける方向性◆

キャッチフレーズ

『多世代交流で住みよいまちへ』

鷺山地域では、昔ながらの集落の流れをくむ住民と戦後の復興期に移住されて来た住民、土地区画整理事業により整備された区域に移住された住民など、様々な背景を持たれた住民が混在して生活を送っている。そのため、各家庭の置かれた状況も多岐に亘っており、その価値観も幅広いものである。そのような中、鷺山地域全体の持続可能な発展のためのまちづくりのポイントとして考えられるキーワードは『多世代交流』があげられる。

鷺山地域が受け継いでいる『文化を継承』することや大きな社会変化により『顕在化する課題』を乗り越えるためには、異なる価値観をもつ各世代がお互いの価値観を理解し、尊重し、共感した上で、まちづくり活動を共に進めていくことが、必要不可欠であると考えられている。

そのためには、鷺山地域にお住まいの住民同士が交流していく機会を確保し、実際のまちづくり活動に繋げていくことが最も重要なことであると考えられている。

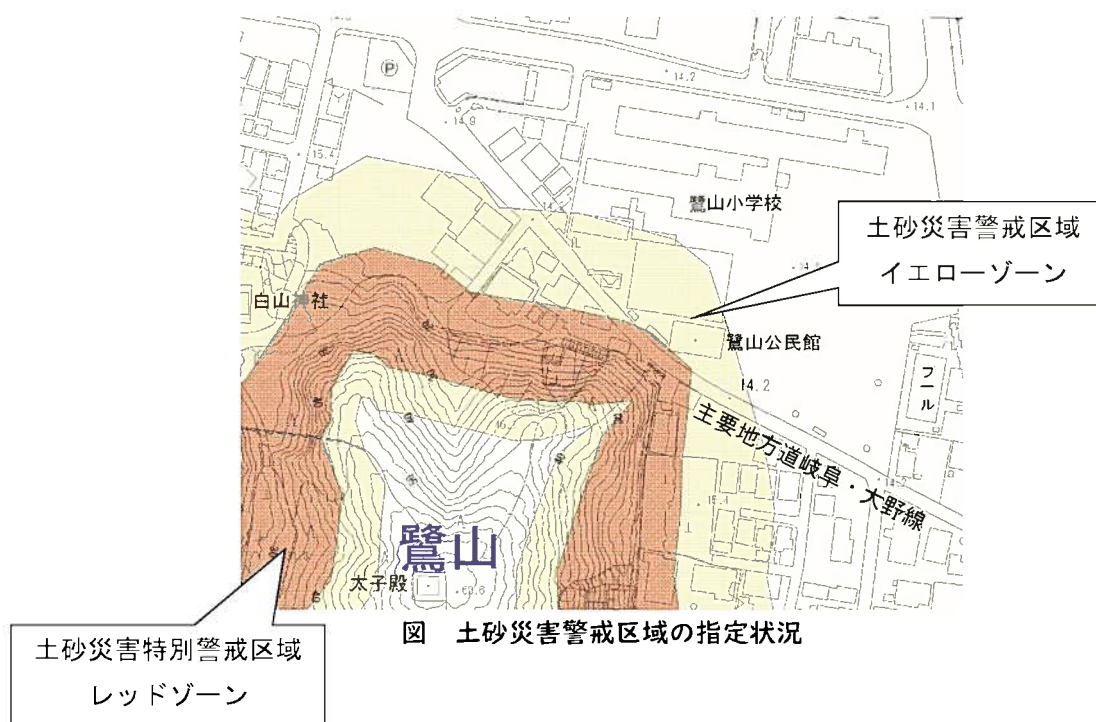
◆鷺山地域のまちづくりビジョンの見直しの方針◆

この鷺山地域のまちづくりビジョンは、令和元年度現在に把握された鷺山地域の現状や課題を踏まえた上で策定されたものである。近年、情報技術の発展、社会状況の変化のスピードは、以前にも増して早く、また、変化の様子も大きくなっている。そこで『鷺山地域のまちづくりビジョン』の見直しについて、期限を定めず、随時、鷺山地域の状況に応じて見直しを行うこととする。

◆公民館をはじめとしたまちづくり拠点の再整備◆

1. 現状の課題

平成 30 年、令和元年の夏は、台風の上陸に伴いたびたび公民館にて避難所が開設された。しかしながら、避難所として開放された鷺山公民館及び体育館は、以下の図が示すとおり、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)内に立地しており、洪水や土砂災害における避難所としては不適とされている。しかしながら、実際には鷺山公民館に代わる地域の拠点となる避難施設が存在せず、これまでの通り鷺山公民館を避難所として利用するしかない状況である。この現実については、地域住民としても実際に避難所開設がされたことにより、鷺山公民館が置かれている状況を再認識するきっかけとなった。



そのため、地域全体としては早期の鷺山公民館の移設が必要であるという認識を持つに至っているが、現在の学校敷地内で公民館の建屋及び駐車場の敷地を確保することは、小学校の利便性を考慮すると困難な状況であると考えられる。そういう点においては、小学校敷地ではないその他の場所において、公民館移設候補箇所を検討する必要がある

2. 目指すべき方向性

現在、鷺山本通り北側に位置する約 5.6ha のエリアを対象とした土地区画整理事業の実施に向けて、鷺山中洲土地区画整理組合が設立された。この場所は、鷺山地域でも中心的な場所に位置しており、将来的に南北に往来する都市計画道路の設置が計画されている重要なまちづくり拠点となり得るエリアである。このエリアの居住空間としての強みとしては、以下の様な事があげられる。

- ①岐阜バス市内ループ線等公共交通機関の利便性がよい。
- ②鷺山小学校、青山中学校の通学環境がよい。また、周辺地域を見渡すと、県立岐阜商業高等学校、岐阜北高等学校、長良高等学校、岐山高等学校、岐阜高等学校等多数の高等学校が自転車通学圏内に位置しており、長期に亘る教育環境としても利便性がよい。また、鷺山子ども館も子育てサービ

スを提供していることから、子育て環境としても他地区に比べメリットがある。

- ③校区内に内科、外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科等多くの医院が存在し、地域医療を支える体制があると共に、南には岐阜赤十字病院もあるため、いざという時の医療環境に恵まれている。
- ④マーサ 21 をはじめショッピングセンター、ホームセンター等日常的な買い物が校区内で対応することが出来る。特に、施設の立地条件をみると、自動車に依存することなく、徒歩、自転車を活用した生活スタイルでも十分に対応可能な立地である。

鷺山中洙土地区画整理事業における都市計画について
(問合せ先) 〒500-8701 岐阜市寺町18番地
岐阜市 都市建設部 区画整理事業課
電話(056)214-4689
FAX(056)262-0512

1 位置図

2 土地区画整理事業における都市計画について

本地区は、JR岐阜駅から北へ約4kmの鷺山地域のほぼ中央に位置しています。本地区は、幹線バス路線のバス停から至近で、公共交通の利便性が高いにも関わらず、これまで面的な基盤整備がなされなかったため、市街化が進んでいません。

こうしたことから、本市のまちづくり計画となる、岐阜市都市計画マスタープランでは、鷺山地域の都市基盤が不十分な地区については、必要に応じて基盤整備を進め、防災安全度の向上を図るなど、良好な住環境の整備を図るよう示されています。

さらに、岐阜市立地適正化計画では、急速に進む人口減少など社会情勢の変化に対応するため、本地区は居住を誘導する居住誘導区域に設定されています。

しかし本地区では、道路は狭く、(部)鷺山下土層線も未整備の状況であり、円滑な地区内交通の確保や、災害時に緊急車両等の通行ができず、また避難場所としての役割を担う公園がないなど課題があります。加えて、地区内の約7割が農地であることから、良好な住宅地の整備が求められています。

このため、土地区画整理事業により、良好な住宅地を計画的かつ一体的に整備し、安全・安心で利便性が向上した快適なまちづくりを実現するために、都市計画決定を行うものです。

3 土地区画整理事業とは

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を整備するとともに、施行後の宅地の面積は施行前に比べ小さくなるものの、土地の区画を整えることにより、宅地の利用増進を図る事業です。

土地区画整理事業のイメージ

施行前

施行後

4 地区の課題

<p>未整備の都市計画道路</p> <p>(イメージ図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内外へのアクセスが不便である。 ・沿道の土地を有効に活用できない。 ・災害時に緊急車両が通行できない。 	<p style="font-size: x-small;">凡例 施行区域(赤) 都市計画道路(黄)</p>	<p>地区内に公園が存在しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠くの公園まで行かざるを得ない。 ・災害時の避難場所がない。
<p>幅の狭い道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車同士がスムーズに行き来ができない。 ・自動車と歩行者が安全にすれ違いができない。 ・消防車や救急車の通行が困難である。 		<p>地区の約7割を占める農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間口が狭く奥行きが長い土地であるため、使い勝手が良くない。 ・市街化が進んでいない。

図 鷺山中洙土地区画整理事業の概要

このような大規模な面整備は鷺山のまちづくりにおいても非常に重要なターニングポイントを迎えることが予想されると共に、鷺山中洙が持っているその土地の強みを活かしたまちづくりを展開し、今後人口減少社会を迎える中でも、鷺山地域が発展していく拠点として位置づけ、まちづくりに取り組んでいく必要がある。

そこで、鷺山中洙土地区画整理事業の実施にあわせて、そのエリア内にて、鷺山公民館をはじめとしたまちづくり拠点を整備し、若者、子育て世代～高齢者までが、いきいきと活躍するまちづくりを展開する拠点の整備を目指す。

具体的には、

- ①土砂災害警戒区域に立地している**鷺山公民館を移設**する。なお、移設にあたっては、将来的な都市内分権に対応可能な事務作業スペースの確保、避難所として機能させるための炊事場の確保など、**地域拠点として必要な機能を地域住民と共に協議し検討を進めていく。**
- ②区画整理事業に伴い、移設または改築が想定される**鷺山子ども館を公民館と併設**することで、子育て支援機能とまちづくり拠点機能の集約を計る。また、単なる子育て支援機能にとどまらず、**高齢者が集える常設サロンの機能も併せ持つ**ことで、子ども達と高齢者の交流施設として活用することで、新たな高齢者福祉サービスの拠点を設ける。
- ③区画整理事業で整備される**街区公園を鷺山子ども館と併設**することで、子育て支援に関する室内サービスだけにとどまらず、**室外サービスの展開も模索することが可能である。**また、街区公園に設置する遊具も子ども専用の遊具にするのではなく、**高齢者が利用することが可能な身体機能の維持・向上に資する施設**をアスレチック的に配置することで、街区公園を訪れる高齢者の身体機能維持に資する施設を整備することで幅広い世代が利用、交流する施設となる事が望ましい。また、いざ、発災時には、**公園スペースがテント設営など、避難所スペースとしても活用できるように複合的な視点で計画することを目指す。**

このような、**鷺山公民館、鷺山子ども館、常設サロン開設可能な高齢者福祉スペース、子ども～高齢者まで利用可能な街区公園の整備を集約化**することで、今まで岐阜市内でも展開されてきたことがない、総合的なまちづくり拠点を整備することで、鷺山のまちづくりに寄与するサービスを展開していく。

3. 目標達成に向けた時期

鷺山公民館をはじめとした複合機能を持たせたまちづくり拠点の整備については、土地区画整理事業が完了すると想定される令和10年前後(令和10年頃)を目指し進めていく。なお、拠点整備に関しては、岐阜市関係部局、鷺山中洙土地地区画整理組合との調整を十分に図った上で、進めていく必要があるため、着手開始時期によっては、達成時期が変動することが予想される。

なお、拠点施設に盛り込む機能の検討、運営体制の構築については、岐阜市及び鷺山中洙土地地区画整理組合や鷺山自治会連合会、鷺山公民館等各種団体との合意に基づき、拠点施設整備の事業化が決定された段階において、基本設計、実施設計段階で協議の場を設けると共に、拠点施設に応じた運営体制の構築を進めていく。達成時期としては、事業着手から3～5年程度とする。

◆鷺山公園及びその周辺の抜本的な整備検討◆

1. 現状の課題

①植栽された桜の徒長、樹冠の形状の悪化

昭和 60 年代に植栽されたサクラ類は、約 30 年の月日を経過し、様々な生長を遂げた。その中で、サクラ類が密植された箇所では、徒長した枝が非常に多く、サクラ類が本来形成する大きく広がった樹冠とはならず、多くの枝が鉛直方向に生長してしまっている。この様な樹冠では、各枝で花芽がつきにくく、本来目指してきた美しい花が咲き誇る鷺山公園へと繋がっていない。

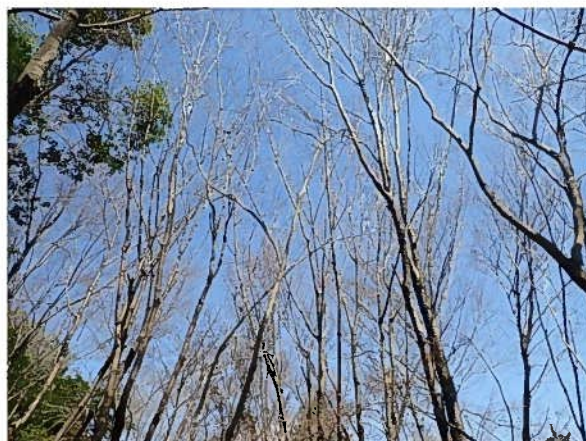


写真 徒長したソメイヨシノザクラ

②枯死枝が目立つようになっているソメイヨシノ

植栽されたサクラ類の中で最も多く占めているのが、日本を代表する桜「ソメイヨシノ」である。鷺山公園に植栽されたソメイヨシノも、樹齢 30 年を超える個体が殆どで、一部立木では枝の枯死が確認されている。ソメイヨシノ自体は、園芸品種として個体が接ぎ木で増殖されたこともあり、比較的寿命が短く 50 年～60 年程度という説が一般的である。このまま、大量のソメイヨシノを放置しておくと、数十年後に一斉に個体が枯死する状況に見舞われる可能性があるため、枝の枯死等が見られる樹勢の弱った立木については、伐採等の管理が必要である。特に樹勢の弱った個体は、てんぐ巣病等サクラ特有の病気の原因となり、鷺山公園全体の桜に影響を与えかねない。



写真 桜の枯死が目立つソメイヨシノ

③立木密度の上昇に伴う眺望及び林内環境の変化

鷺山各所で見受けられるコナラ、アラカシ、アベマキ、ツブラジイといった広葉樹の分布するエリアでは、高木層、低木層の両階層で立木密度が上昇し、見通しの利かない箇所が広がっていた。このような状況は『鷺山は見通しのきく景色の良い山』であったという認識をもつ世代にとっては、鷺山公園での散策の楽しみが得られない残念な状況であった。そのような状況の改善に向けて、令和元年の年末に岐阜市公園整備課で実施された鷺山公園の森林整備作業により、このような状況はかなり改善され、四阿周辺では、の東側方面、南側方面の見晴らしが改善され、鷺山公園での散策の魅力が増している。

今後も、このような眺望の確保に向けた森林整備を実施・継続することが必要である。



写真 森林整備がされていない立木密度が高く藪状になった森



写真 森林整備後の四阿から見える眺望

④モウソウチクの分布域の拡大による自生立木の枯死

鷺山公園では、東側斜面と西側斜面の両方でモウソウチクの群落が成立している。古くは急斜面の土留機能として導入されたモウソウチクが、時代の流れと共に、伐採等の管理がなされず、放置されたことで、その分布域を拡大させている。特に山頂方面への拡大にあたっては、元々自生していたコナラやアラカシ、ヒノキ人工林を呑み込みながらその分布域を拡大させている。



写真 モウソウチクの分布域の拡大

⑤間伐が遅れているヒノキ人工林

鷺山公園では、西側斜面を中心にヒノキ人工林が分布している。昭和30年代～40年代の拡大造林時に植栽されたヒノキ林ではないかと考えられるが、植栽後の間伐、枝打ちといった必要な管理作業が行われておらず、ヒノキ立木自体が木材としての価値を期待通りには増加させていない。また、間伐の遅れにより、十分な日射が下層部で確保出来ておらず、低木層の樹木の生長が進んでおらず、森林の林相構造としても決して健全な状態ではない。当該ヒノキ林は、鷺山公園内にあることや風致地区指定エリア内であることを考慮すると、皆伐等伐採作業により出荷される見込みもないことから、生態的に適正な状況が維持されるように、適宜管理する必要がある。



写真 間伐、枝打ち等が遅れているヒノキ人工林

⑥散策路の階段等移動経路の施設劣化

鷺山公園として整備されてから 20 年以上が経過する中、散策路を中心に各所で施設の劣化が見受けられる。散策路の表層土が降雨等による流失により、勾配が変化し滑りやすくなった箇所や、柵工の修繕において、足場パイプ等を活用した仮修繕のままになった箇所もある。利用者の安全な移動や景観への配慮を含めて、点検、維持修繕を行う必要がある。



写真 劣化した遊歩道(左：劣化した階段工 右：仮修繕のままの柵工)

⑦劣化が進む太子堂

鷺山公園の北側の尾根部に建てられている太子堂の劣化が進んでいる。太子堂の基礎部石積のはらみ、樹木の根張りの影響を受けた外構の破損、太子堂本体の経年劣化など、建築物としての強度の問題や基礎部の崩壊の問題など、課題が顕在化している。特に、太子堂が立地している場所は、北側からの散策路と西側からの散策路の合流する主要な散策路に位置しており、鷺山公園利用者の安全面からも、対策が必要である。



写真 劣化が進む太子堂

2. 目指すべき方向性

鷺山公園の自然環境を活かした再整備コンセプト

季節と歴史を感じる『鷺山 学びの森』

鷺山公園がもっているストロングポイントとしては、①森林整備により森林内の光環境が改善し、鷺山の植生環境が復活することが期待される自然環境、②地域住民自らが整備したサクラ類やカエデ類により彩られる季節を感じさせる景観、③斎藤道三をはじめとした鷺山城址に関わる歴史資源の3点が挙げられる。

この3点を基軸として小学生から高齢者までの幅広い世代が、いつまでも鷺山公園で活動し、学びを求めることができる場として活用することで、単なるレクリエーションの場から、**生涯学習の場としての活用を視野に入れた『鷺山 学びの森』というコンセプト**をもたせることで、鷺山公園を隅々まで活用したソフトを構築していくことで、『**重層的な学びの場**』を創出していくと共に、そのソフトの効果を最大限に引き出すハード整備もあわせて実施する。

再整備事項① 植栽されたソメイヨシノ等サクラ類の間伐及び剪定

鷺山公園内に植栽されたソメイヨシノをはじめとしたサクラ類は、その生長の中で徒長が目立ち、樹冠が非常に悪い形状となったまま、樹高のみが高くなっている。このような樹冠のまま放置しておく、春先につけるはずの花芽の数が明らかに減少すると共に、何れ個体としての生命力も失われていき、群落全体の枯死を招く恐れがある。そこで、**立木密度が過密で、徒長したソメイヨシノ等サクラ類が植えられている箇所では、伐採率60%前後の間伐を実施し、残された個体の樹冠の改善が図られるように高層部の空間を創出していく事が求められる。また、必要の無い枝の剪定を行うことで、樹冠の形状の改善を促進し、残された個体の再生を図る。**

実施対象エリア：**サクラ維持管理重点エリア、サクラ間伐、剪定及び下層木除伐重点エリア**

再整備事項② コナラ、アラカシ等広葉樹が分布するエリアの除伐、間伐作業の推進

鷺山公園の中でも最も広範囲に分布する樹種として、コナラ、アラカシ等広葉樹がある。このような広葉樹が分布するエリアは、薪炭林として活用されなくなってから久しく、立木密度の状況、立木の生長に伴い、鷺山公園内の見通しが非常に悪くなっていると共に、四阿や尾根、散策路からの眺望を遮っている。この眺望の喪失は、岐阜城と金華山の位置関係の確認、長良川の変遷(井川、古川、古々川)を俯瞰的に確認し学ぶ場としての機能を喪失させており、『**学びの森**』というコンセプトを喪失させている要因の一つである。そこで、鷺山公園からの眺望を回復させるために、

1. 低木層の除伐、地拵えによる視野の確保
2. 高木層の樹木を対象とした伐採率30%程度の間伐(特に常緑広葉樹を対象に)

を実施し、**鷺山公園の保有する眺望から得られる学習資源を復活させる。**

実施対象エリア：**サクラ間伐、剪定及び下層木除伐重点エリア、里山二次林再生エリア、ツブラジイ、アラカシ管理エリア、眺望、景観確保重点エリア(このエリアは更に伐採率を上げる)**

再整備事項③ 親子連れから高齢者まで気軽に利用できる散策路の整備

鷺山公園に生涯学習の視点に立った学びのコンセプトをもたせるためには、あらゆる世代の方が、気軽に利用できる散策路の整備が必要になってくる。鷺山公園として整備がされてから20年以上が経過

する中で、散策路の状況を精査すると、降雨等の影響による散策路面の侵食や、階段工・柵工の劣化・破損等が各所に見受けられる。特に高齢者の利用を視野に入れた場合、可能な限り**ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた散策路の再整備**が求められる。

実施対象エリア：全エリア

再整備事項④ 分布範囲が拡大しているモウソウチクの間伐

鷺山公園の東側法面、西側法面では、急傾斜地の土留め機能を期待して、モウソウチクが植えられている。しかしながら、現在では、モウソウチクのランナーの生長、それに伴う分布域の拡大の勢いが、人為的な管理伐採のペースより早いため、徐々にその分布域が拡大している。そのような状況の中、自生している立木がモウソウチク林に呑み込まれる形になっており、何れモウソウチクの影響による枯死が予想される。また、モウソウチク林の立木密度も高くなっており、モウソウチク分布域の中央部ではランナーの生長が鈍くなり、本来期待される急傾斜地の土留めとしての機能が低下することも懸念される。そこで、**モウソウチク林のランナーの生長を促すための立木密度の調整、尾根付近に自生する立木の保全を進めるために、モウソウチクの適切な間伐を推進する。**

実施対象エリア：竹林管理エリア、里山二次林再生エリア、人工林管理エリア

再整備事項⑤ ヒノキ人工林の間伐及び枝打ちによる林内の光環境の改善

鷺山公園西側法面には、比較的広範囲にヒノキ人工林が分布している。このヒノキ人工林は、間伐、枝打ち等人工林に必要な管理作業が遅れており、ヒノキ人工林の林齢に対して、林床の光環境が非常に暗い状態のままとなっており、下層植生の発達が遅れている。このようなアンバランスな林相構造は生物多様性の側面からも改善が求められる。そこで、**伐採率50%程度の間伐及び残された立木に対する枝打ちを推進し、ヒノキ人工林の林内の光環境の改善を図る。**

実施対象エリア：人工林管理エリア

再整備事項⑥ 太子堂の撤去及び跡地利用の検討

鷺山公園北部の尾根にある太子堂は、基礎部の石積み、建屋の劣化が進んでおり、周辺の散策路利用者の危険因子の一つとなっている。そこで、氏子が主体となり地域住民の協力を仰ぎながら、太子堂の撤去を行うと共に、**太子堂の跡地を鷺山公園利用者の休憩場等への整備を行い、鷺山公園の利便性の向上を図る。**

実施対象エリア：休憩箇所整備エリア

再整備事項⑦ 『鷺山 学びの森』のコンセプトを具現化するためのソフトの構築

鷺山公園利用者が様々な視点から学びを得るためには、鷺山公園から得られる情報が多種多様であることが求められる。そこで、**1. 自然環境の学びの視点、2. 歴史の学びの視点から、それぞれ何が学べるのか把握した上で、利用者に届けるプログラムを構築していく必要がある。**学ぶプログラムとしては散策利用者自ら学ぶことを軸とした『セルフガイドプログラム』の考え方を取り入れて、講師等の指導がなくても、散策等鷺山公園を利用する中で学ぶことが出来るようなプレゼンテーションや活用資料を工夫し、提供をしていく。

そのためには、

1. 鷺山公園に存在する植物、動物に関する情報のとりまとめ(調査)
2. 歴史関連の資料収集
3. 調査結果を受けた上でのプログラムの検討

を行い、**学びのコンセプトを深めていく『プログラムの構築』を行う。**

実施対象エリア：全エリア

再整備事項⑧ 季節と歴史を感じる『鷺山 学びの森』というコンセプトを維持するための市民活動の推進

コンセプトの具現化に向けて再整備を行った後に、日々生長する森林の維持管理を行っていく除伐、間伐等森林整備活動を進める市民活動を推進し、コンセプトを維持するソフト対策が必要であると共に、重層的な学びのプログラムを構築していく地域住民の知恵を披露するプログラムの創出が必要になってくる。この様な**維持管理活動の延長で進めるものは、可能な限り地域住民を中心とした市民活動を軸に実施していく。**

実施対象エリア：全エリア

※上記詳細については、平成 30 年 4 月にとりまとめられた『鷺山公園の自然環境を活かした再整備構想』を参照

◆鷺山公園の自然環境を活かした再整備構想 平面図◆



◆人工林管理エリア
ヒノキ人工林の間伐、枝打ち等必要な森林施業が滞っている。そのため下層への光環境を改善するため、間伐、枝打ちを実施する。また、一部進入しているモウソウチクについては、間伐等を実施し、ヒノキ立木の枯死が発生しないように管理する。

◆ツブラジ、アラカシ管理エリア
現在、ツブラジ、アラカシ等常緑広葉樹が優先するエリアである。下層木は除伐等森林施業管理が実施されており、森林生態、景観面の両面において、理想的な状況が保持されている。
空間的には最も理想的な状況にあることから他のエリアの理想的な見本林となっている。

◆里山二次林再生エリア
コナラ、アラカシ等が密集する典型的な里山放置二次林である。間伐、除伐を実施し、視野を確保した里山二次林への再生を目指す。

◆休憩箇所整備エリア
老朽化している太子堂の撤去を行い、鷺山公園利用者の休憩箇所等利用促進施設を整備する。

◆竹林管理エリア
斜面の土留めのため植えられたモウソウチクが放置されたため分布エリアが拡大すると共に、立木密度が高くなっている。このような状況は竹林の樹勢自体を衰えさせ、土留め機能自体の低下に繋がる。そこで、健全な竹林として管理するため、間伐を中心に整備を行い、尾根部に広がっている分布エリアの調整を図る。

◆竹林管理エリア
斜面の土留めのため植えられたモウソウチクが放置されたため分布エリアが拡大すると共に、立木密度が高くなっている。このような状況は竹林の樹勢自体を衰えさせ、土留め機能自体の低下に繋がる。そこで、健全な竹林として管理するため、間伐を中心に整備を行い、尾根部に広がっている分布エリアの調整を図る。

◆ヒメボタル生息地 保全エリア
鷺山公園に限られたエリアに生息するヒメボタルの生息地を保全するために維持管理作業の草刈り等について、作業内容、作業実施時期について、考慮しヒメボタルの生息環境の保全に務める。

◆眺望、景観確保重点エリア
四阿及び山頂付近尾根部は、鷺山公園内で最も眺望が確保できるエリアである。この周辺では、鷺山と金華山の位置付け、長良川の姿を眺望から学習ができるように、視野を確保できるように樹木の間伐、除伐を進める。

◆サクラ間伐、剪定及び下層木除伐重点エリア
植栽されたサクラ類が密植のため徒長しており、樹形が非常に悪い。そのため、樹形の改善に向けてサクラ類をはじめとした高木層の間伐を行うと共に、剪定を実施し樹形の改善を図る。また、公園利用者の視野を確保するため、下層木の除伐を行い、見通しを確保する。

◆サクラ維持管理重点エリア
鷺山公園の中心となる当該エリアには、多数のソメイヨシノが植栽されており、現在は、春になると多くの花を咲かせ利用者を楽しませている。その一方、一部立木では枝の枯死等が見られ、樹勢の衰えも確認されている。ソメイヨシノは一般的に60年程度の寿命と言われることから、サクラの名所として維持し続けるためには、徐々に植栽木の転換を図っていく必要がある。また、現存するサクラの延命のためにも剪定等樹形の維持、樹勢の回復を進める維持管理が求められる。

図 鷺山公園の自然を活かした再整備構想 平面図

3. 目標達成に向けた時期

造林業者が実施する必要がある大規模な森林整備については、令和元年度より開始されており、概ね5年前後(令和5年頃)を目処に整備を進めていくことを目指す。

鷺山公園内の散策路の再整備についても、令和2年度以降に事業化が決定された段階で整備に着手し、概ね森林整備が完了する時期にあわせて整備を進めていくことを目指す。なお、太子堂の撤去及び跡地利用に関しては、氏子関係者との調整を図った上で、太子堂の撤去を森林整備が完了する時期にあわせて検討を進めていく。

鷺山 学びの森のソフト利用(セルフガイドプログラム及び市民による森林整備活動体制の構築)についても、森林整備が完了する時期にあわせて検討を進めていく。

◆鷺山地域で子育てをしたくなる子育て環境の整備◆

1. 現状の課題

現在、鷺山地域では鷺山子ども館を中心に、1ヶ月に1回のペースで未就園児親子を対象としたサロン『さぎっ子くらぶ』を開催し、子ども達の体験活動、子育て世代の保護者の交流及び子育てにおける悩み相談等を行っている。



写真 子育てサロン さぎっ子くらぶの様子

また、子育てサロン『さぎっ子くらぶ』への参加の前段階に位置するサロンとして1年間に3回程度、0歳児親子を対象とした『親子ふれあい教室』という交流の場も開催し、0歳児～幼稚園、保育園入園前の未就園時期の交流促進を図っている。



写真 0歳児親子対象のサロン 親子ふれあい教室の様子

しかしながら、このような子育てサロンを運営する予算を十分確保できていない状況ではなく、**子ども達の体験活動の際に使用する資材については、経年使用による劣化も発生し、定期的な更新が必要になってくるが、十分な対応ができていない状況である。また、新たな資材の購入によるサービスの向上も図り、更なるサロンの充実を図り、子育て環境、保護者交流の場の充実を図る必要がある。**

また、未就園児における子育て支援環境については、さぎっ子くらぶ、親子ふれあい教室といったサロンで充実を図っているが、小・中学生の保護者向けの子育て支援となると、PTA等で取り組んでいる家庭教育学級が行われている程度であり、鷺山地域として取り組んでいる支援は現段階では、殆ど存在しない状況である。**核家族化の進行、コミュニティの希薄化、保護者同士の交流の減少、ネットをはじめとした子ども達を取り巻く環境が劇的に変化していく中、小・中学生保護者の置かれてる子育て環境**

においても、今後大きな課題が顕在化してくることが予測される。

2. 目指すべき方向性

子育てサロン さぎっ子くらぶでの活動を充実されるために、現在使用している資材の内、更新が必要な資材の更新、追加の購入をすすめ、サロン活動の充実を図る。また、日常生活での保護者の交流だけに留まらず、事故や災害等緊急時において身につけておくべき知識の充実も図っていく。

小・中学生の保護者向けの支援については、鷺山青少年育成市民会議、鷺山小学校 PTA、青山中学校 PTA、鷺山校区子ども会育成会等子育て関係団体との連携を今まで以上に図っていくと共に、今後取り組むべき活動の見直し、新たな課題に対する活動を推進していく。



写真 公民館講座との共催による小中学生保護者向け講座の様子

例えば、インターネットに関する子ども達のトラブルは、今後、5G という情報技術革新に伴い新たな局面を迎える可能性があるため、保護者をはじめとした家族の認識の充実を図り、大きな問題に発展しないように取り組んで行く。そのための取り組みとして講座、ワークショップ等の保護者の学ぶ機会の充実を図る。

3. 目標達成に向けた時期

さぎっ子くらぶをはじめとした現在実施しているサロン環境の充実については、5年程度(令和6年頃迄)を中心に、劣化している資材の更新を進めていく。また、子育てサロンの活動の充実に向けて新たに必要な資材の購入も進める。

小・中学生の保護者向けの子育て支援については、鷺山青少年育成市民会議、鷺山小学校 PTA、青山中学校 PTA、鷺山校区子ども会育成会等子育て関係団体へのニーズを確認した上で、公民館等とも協力し、講座、ワークショップの開催等を随時実施していく。

◆発災時の避難所開設を含めた防災体制の再検討◆

1. 現状の課題

平成30年度以降、鷺山では、台風上陸等により複数回の避難所開設を行った。また、鷺山校区子ども会育成会を中心に、インリーダー生をはじめ自治会連合会、消防団、水防団、女性防火クラブ、赤十字奉仕団等防災関連団体他、地域住民が参加して体育館での避難所開設訓練を行った。



写真 避難所開設訓練の様子(平成30年9月29日、30日)



写真 避難所開設訓練で使用した備品

そのような中、**避難所開設訓練を実施する中で、非常に多くの課題に直面することとなった。**まず、現在備蓄されている段ボール製の間仕切りの備蓄数では、体育館全体を活用した避難スペースを設置することが出来ない状況であることが確認され、さらなる備蓄の充実が必要であることが判明した。避難所が開設される時期によっては、体育館の室内の温度調節をどのように対応するか検討が必要であると考えられる。特に阪神淡路大震災のように真冬に避難所を開設しなければならない状況に置かれた際、どのように対応するか事前に検討を進めておく必要がある。

近年注目されているアレルギー対応の食料品の備蓄も各校区では保管されておらず、体力が少ない乳幼児などへの備蓄として必要になるのではないかと考えられる。現在、鷺山では、このような経験から今後の防災体制、避難所開設方針について検討を進めているが、発災時の初動の段階で必要になる資材の検討を地域の事情に応じて進めていく必要がある。

2. 目指すべき方向性

令和元年度の防災訓練(令和元年10月27日)では、発災直後の地域住民の安否確認方法及びその情報の集約方法の確認を中心に、防災訓練が展開され、初動の安否確認活動での課題の把握が行われた段階である。今後、鷺山自治会連合会が設置している『防災委員会』を中心に、地域住民からあげられた安否確認時の課題の解決に向けた対策の検討を行うと共に、その内容を踏まえた防災訓練を行う。



写真 安否確認訓練実施状況

避難所の開設についても、地域拠点である鷺山公民館だけでなく、各地区に設置されている自治公民館との役割分担も検討していき、地域全体の防災力の向上を図っていく。

3. 目標達成に向けた時期

発災時における安否確認活動及び情報収集体制の構築については、5年程度(令和5年頃迄)を集中的な改善、見直し期間とし防災訓練を実施していくことで、発災時の体制構築を目指す。また、その後においても、社会的状況の変化に応じて、安否確認体制について、随時改善を図っていく。

◆高齢者等社会的弱者が安心して暮らせる生活環境の整備◆

1. 現状の課題

鷺山地域においても、高齢化率が30%を超え、今後も高齢化率が上昇していくことが予測されている。そのような中、独居高齢者や要介護認定者等、特に支援の必要な住民へのフォローが社会的課題となっている。また、要介護認定を受ける前段階の『フレイル』と呼ばれる健康状態と要介護状態の間にある高齢者の健康状態を改善し、**元気に生活できる鷺山の地域福祉活動を展開していく必要がある。**

2. 目指すべき方向性

鷺山地区福祉活動計画コンセプト

声をかけ合い、誰もが安心して心豊かに暮らせるまち さぎやま

住民相互の見守り・支え合い活動の促進を図り、災害緊急時の支援活動にかかる事業を推進し、三世代誰もが住み慣れた『鷺山』で心豊かで健康的にいきいきとした生活ができる福祉社会の実現を目指す。

※詳細については、平成30年10月にとりまとめられた『鷺山地区 地域福祉活動計画』を参照

①『日常の見守り活動』の推進

高齢者や障がい者、お一人暮らしの方、子どもなど支援を必要とする人が孤立してしまわないように見守り・助け合う。

具体的には、自治会長、民生児童委員、福祉委員が情報を共有し、日常の見守り活動を行い、必要に応じ声掛けをする。また、みんながあつまる『サロン』を随時開催する。



写真 各地区で開催されている『ふれあい・いきいきサロン』の様子

②民生児童委員・福祉委員の連携強化

『安心・命のバトン情報だより』は、高齢者自身が医療情報をカードに記入し『赤いミニチュアポスト』に入れて冷蔵庫に保管する。急病、けが等で駆け付けた救急隊員は、必要とする情報をいち早く知ることができ、適切に医療機関への対応ができる。『赤いミニチュアポスト』は60歳以上の一人暮らし、65歳以上の高齢者世帯の希望者に配布する。

具体的には、『赤いミニチュアポスト』の禁止設置及び情報内容の更新を進める。また、定期的に自治会長を含め民生児童委員と福祉委員の『交流の場』を設ける。



写真 安心・命のバトン情報だより

③避難行動要支援者の支援強化

鷺山地域では『災害対策基本法』に基づく『避難行動要支援者』が約400名在住である。自治会長、民生児童委員、福祉委員が情報を共有し、日常の見守り活動、発災時の声かけなどを実践し、支援する。

具体的には、『支え合いマップづくり』を各地区自治会単位で実施し、『避難行動要支援者』等の情報を共有する。また、『福祉避難所』開設・運営に向けて取り組む。



写真 各地区で開催されている情報共有の場である『支え合いマップづくり』の様子

3. 目標達成に向けた時期

鷺山地区 地域福祉活動計画では、概ね5年後の目標達成を目指していることから、令和4年頃を目指し、地域福祉環境の改善を目指す。

◆住居表示の整備による住みよいまちづくりの推進◆

1. 現状の課題

鷺山地域では、平成30年2月に解決をみた鷺山南地区のように、同一番地が地区内に複数存在する住居表示が混乱した地域が存在する。現在も、鷺山南地区の西側に位置する地域を対象に、住居表示問題の課題解決に向けた協議が進められているが、その他にも該当する地域が複数存在することが確認されている。

このQRコードから、住居表示の手引がご覧いただけます。ご確認ください。

図 鷺山南地区での住居表示問題の解決に向けた概要



写真 住居表示に向けた協議の様子(左：住居表示協議会 右：住民対象の住居表示相談会)

◆まちづくり活動の活性化に向けた若者世代のまちづくり活動への参画の推進◆

1. 現状の課題

鷺山地域においても、かつては青年団、婦人会といった若者世代がまちづくり活動に参画する組織が構成されていたが、社会状況の変化に伴い、そのような若者世代が構成する団体も解散し、現在に至る。その影響もあり、現在、**鷺山自治会連合会や各種団体が実施する様々なまちづくり活動における担い手も、近年高齢化が進むと共に、世代交代を進めるための人材の確保が困難な状況**を迎えている。

このような課題の解決に向けて、若者世代が、鷺山地域のまちづくり活動に参加する受け皿としての「青年団」や「婦人会」といった組織を再構成したとしても、若者世代の価値観の変化、社会環境の変化を考慮すると、そのような組織に参画する若者世代を確保することは困難である。

その一方、**小学生、中学生、高校生、大学生といった学生の中には、まちづくり活動への参画を呼びかけると、その活動に興味を示し、参画を希望する若者が一定数いる**ことも事実である。



写真 鷺山夏祭り大会で運営ボランティアに取り組む青山中学校生徒



写真 鷺山地域のまちづくり活動へのボランティア説明会に参加する青山中学校生徒



写真 鷺山校区文化祭の取り組みを支援するインリーダー生及びその卒業生

しかしながら、小学生、中学生へのまちづくりの参画の呼びかけも、学校を介して行っているため、学校を卒業してしまうと、鷺山地域のまちづくりへの参画を呼びかける手段がなくなってしまい、若者世代がまちづくりに参加するきっかけを小・中学生の時に得たとしても、その継続が困難な状況にある。

2. 目指すべき方向性

上記課題が示すような中、近年注目すべき取り組みとして、鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営に携わる新成人代表者の活動がある。



写真 鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営に携わった新成人代表

鷺山校区新成人を祝い励ます会の運営には、以前から新成人代表者が関わってきてはいたものの、その運営の主体的な部分の大半を、鷺山自治会連合会関係者が行ってきた。そのような状況の中、近年、運営部分の重要な部分を徐々に新成人代表者及び子育て関連団体の役員関係者に委ねていくことを進めている。その結果、式典内容に対して新しいアイデアが出てきたり、ブラッシュアップも進められるという活性化を図ることができている取り組みの一つである。この様な活動に参加する若者は、まちづくりに関わる機会、その情報を提供することで、今後の鷺山地域のまちづくりに参画していただけることが期待されると共に、将来的には、鷺山地域のまちづくりの担い手として成長してくれることが期待される。

そこで、まちづくり活動に興味を持ち、参画を希望する若者達に対して、鷺山地域のまちづくり活動で活躍できる機会を確保することが急務である。今までは、小・中学生に対してのまちづくり活動への案内は、各学校を介して行ってきたが、卒業後の児童・生徒へのフォローまではできていない状況であ

った。そのような状況を改善するためにも、卒業後にもまちづくり活動への参画を希望する児童・生徒のデータベースを構築すると共に、若者世代がまちづくり活動の情報を入手しやすくするためのSNS等を活用した情報発信をすすめることで、若者世代の継続的なまちづくり活動への参画の機会を確保する。

3. 目標達成に向けた時期

まちづくり活動へ参画を希望する若者世代のデータベースの構築に向けた情報収集は随時実施する。更に、若者世代への情報発信に向けたSNS等を活用した情報発信体制の構築を可能な限り早期に実現する。

また、そのような若者世代がまちづくり活動への参画を通して、10年後(令和12年頃)には、鷺山地域のまちづくり活動の中心的な担い手として活躍してくれることを目指す。

◆自治会及び各種団体組織に対する行政からの依頼案件活動のブラッシュアップ(依頼事業、事案の精査)◆

1. 現状の課題

自治会連合会をはじめとした各種団体組織は、現在、担い手が不足すると共に、構成人員の高齢化、構成人員の単位自治会内輪番制による組織編成等により、構成人員の経験、実可動性に大きな変化をもたらしている。そのような構成人員の変化により、実質的な活動において支障を来す場面が増加する傾向にある。その一方、岐阜市では、「岐阜市住民自治基本条例」をはじめ市民との協働による活動を推進する中、補完性の原則の下、地域住民への依頼（協働）案件が増加する傾向にあると見受けられる。

このような mismatches は、依頼案件の適切な執行を損なう可能性があると共に、自治会をはじめとした依頼組織自体の疲弊を招くという負のスパイラルに陥る状態にある。

2. 目指すべき方向性

今後の自治会連合会及び単位自治会、各種団体組織では、担うことができる案件内容を精査する必要があると共に、現在実施している自治会及び各種団体組織の事業の仕分け（クラッシュ&ビルド）をする必要がある。

また、自治会組織及び各種団体組織の実施する行政の依頼案件については、その多くを各組織からの希望選択制で実施することで、各地域が抱える課題に応じ優先的に必要な実施案件を選択することが可能となる。さらに、実施案件選択制度を実質的に運用することで、自治会及び各種団体組織の自治能力が改善されると共に、地域の自助努力での正当な競争による地域づくりの効果発現が見えてくると考えられる。（自治会及び各種団体組織には、実施する案件を選択する「機会の均等」は確保する必要があるが、その案件を実施するかどうかについては、自治組織の判断に委ねていく必要があると考える。）

さらに、今後の自治活動のブラッシュアップを進めるにあたっては、行政職員との連携が非常に重要になってくる。そこで、行政職員には、実際の自治活動において、どのような議論、協議、調整が行われて自治活動が推進されているのか理解・体験してもらうと共に、行政職員の自治活動の現場への参画、体験を通して有効な協働事業の立案を目指していく。特に、若手の行政職員の自治活動への参画は、行政職員の研鑽としても非常に有効であると考えられるので、積極的に関わる機会を設けていく。

3. 目標達成に向けた時期

鷺山自治会連合会及び各種団体の活動内容の精査、実施体制の精査を、5年程度(令和5年頃迄)を集中的な改善、見直し期間とし実施していく。なお、集中的な見直し期間後においても、随時自治活動の見直しを進めていく。

◆都市内分権を視野に入れた権限、財源の委譲地区の展開◆

1. 現状の課題

岐阜市では、まちづくり協議会等を地域のまちづくりの中核として地域自治を進めることを「岐阜市住民自治基本条例」をはじめ様々な制度の下目指しているが、その延長上にある**都市内分権のモデル実施、それに伴う権限、財源の委譲におけた、具体的な制度設計ができていない**。そのためには、「まちづくり協議会の位置づけとしてカバーする範囲をどのエリアに設定するのか」「まちづくり協議会の地域の代表性についてどのように担保するのか」「どのような権限及び財源について行政が地域に委譲するのか」「まちづくり協議会と行政とのパイプをどのように構築するのか」「事務局機能を担う人材をどのように確保するのか」など、様々な制度設計上の課題をクリアする必要がある。今後、地域自治の根本的な変化を与える可能性がある都市内分権において、より具体的な検討、協議の場を設置すると共に、地域における権限、財源の受け皿となる「まちづくり協議会」が持つべき機能についても検討する必要がある。

2. 目指すべき方向性

鷺山地域としては、実質的な権限、財源の委譲において、地域力創生モデル事業の創設時に設定された『モデル地区』のように、**都市内分権制度における『モデル地区』として、その制度を活用し、まちづくり活動を展開できるように、まちづくり協議会をはじめとした住民自治組織の連携、機能強化を進めていく**。

3. 目標達成に向けた時期

都市内分権制度における『モデル地区』の設置について、制度設計がされた段階で、運用ができる体制を構築していく。なお、モデル地区設置の時期については、現段階では未定であるため、鷺山地区としては、随時自治活動の体制の検討を進め、機能強化を図っていくものとする。

◆多世代交流の場の確保に向けたイベント活動の実施(継続事業)◆

1. 実施概要

鷺山においては『多世代交流で住みよいまちへ』の実現に向けて、鷺山本通りを歩行者天国にして『鷺山夏祭り大会』を開催し、多世代交流の場を創出している。



写真 鷺山夏祭り大会の様子

また、鷺山校区文化祭、鷺山校区市民大運動会、鷺山桜の会花見の宴等、鷺山で開催されている様々な地域活動の活性化に向けて、露店運営等地域活動の支援を行っている。



写真 様々な地域活動での露店運営等支援活動

イベント活動による多世代交流の場の創出は、鷺山に関わる人々のコミュニティの結束を高めると共に、新たなまちづくりの担い手の発掘、育成の場としても活用されている。

◆鷺山に関わる情報の発信・共有事業(継続事業)◆

1. 実施概要

まちづくり活動の基本として、鷺山にお住まいの住民に対して、住んでいるまちでどのようなまちづくり活動が展開されているのか、情報を発信・共有することが重要である。また、その情報が若者から高齢者まで幅広い世代の方々に届けることが重要である。そのため、鷺山地域では、地域コミュニティ紙『ふれあい鷺山』の発行を行い、鷺山で行われているまちづくり活動に関する紹介を紙媒体で届けている。

また、紙媒体と共に、ホームページによる情報発信も活用し、幅広い世代への情報発信を展開するため、鷺山校区コミュニティ情報サイト『さぎ山の広場』も開設し、日々の情報を発信している。



写真 地域コミュニティ紙 『ふれあい鷺山』(左)と
鷺山地域コミュニティ情報サイト 『さぎ山の広場』(右)

『さぎ山の広場』では、日々のまちづくり活動に関する情報発信の他にも、過去の写真データの閲覧、回覧板情報の公開、地域のまちづくり活動のカレンダー、各種団体の紹介など、鷺山の様々な情報を掲載し、鷺山地域の知のストックとして活用できるように展開している。

◆鷺山で活動を行っている各種団体、活動の支援（継続事業）◆

1. 実施概要

鷺山でまちづくり活動を行っている鷺山自治会連合会をはじめとした各種団体では、それぞれの団体が持っている人材、特性だけでは、課題解決に向けた活動が展開出来ない内容も発生している。そのような課題解決に向けて、各団体の持っているノウハウを交流して課題解決に向けて導くコーディネート活動や、情報発信活動な課題解決に向けて必要な活動支援が必要不可欠である。

住居表示問題の解決に向けて

なぜ同一地域に複数の住居番号があるのか？

住居表示とは？

住居表示を行う対象範囲（緑線内）

住居表示の手続きが必要になるのか？

住居表示のスケジュールは？

自治会との関わりは？

住居表示の再検討

住居表示の手引がご覧いただけます。ご確認ください。

写真 住居表示問題の解決に向けた活動の情報発信



写真 鷺山まちづくり協議会が運営支援、情報発信支援を行った集会や会議

その他にも、活動の展開に向けた資金調達活動等も実施し、まちづくり活動の展開を支援している。



写真 JA ぎふ みのっ太基金の獲得によって拡充された子育て支援活動

今後、まちづくり活動を展開する上で、必要となるまちづくり活動の資源である『人・金・物・情報』の拡充に向けて、様々な支援活動を展開し、鷺山地域で展開されるまちづくり活動の発展に寄与する。

◆事業実施スケジュール◆

令和元年度段階での事業実施スケジュールを以下に示す。なお、事業内容によっては、岐阜市をはじめとした関係者との調整が必要な協働事業もあるため、事業実施開始及び完了時期が大幅に変更になる可能性がある。また、事業達成後には、更なる改善活動及び維持管理活動に移行するものとする。

事業項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
まちづくり拠点整備計画・整備											
鷺山公園森林整備											
散策路整備、太子堂の撤去											
鷺山 学びの森のソフト											
さぎっ子くらぶの環境整備											
小中学生保護者の子育て支援											
防災体制の再検討											
福祉環境の整備(地域福祉)											
住居表示の整備											
若者世代のまちづくりデータベース構築と情報発信の推進											
若者世代からのまちづくりの担い手の確保											
自治活動のブラッシュアップ											
都市内分権に向けた体制構築											

 : 事業実施期間  : 事業目標達成時期

◇継続事業◇

事業項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
多世代交流の場の確保に向けたイベント活動の実施											
鷺山に関わる情報の発信・共有事業											
鷺山で活動を行っている各種団体、活動の支援											